

奈良工業高等専門学校公式ソーシャルネットワークワーキングサービス運用要項

令和2年5月14日 制定

令和7年4月10日 改正

(目的)

第1条 この要項は、奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）が、民間企業が提供するソーシャルネットワークワーキングサービス（以下「SNS」という。）を利用し、本校の広報等で学科及び附属施設等（以下「学科等」という。）が開設するSNSの適正かつ円滑な運用を図るために、必要な事項を定めることを目的とする。

(SNSの定義)

第2条 この要項におけるSNSとは、フェイスブック、X、LINE、インスタグラム等インターネット上のサービスを利用して、主に校外の公衆に対して情報を発信、あるいは相互に情報のやりとりを行うことができる情報の伝達媒体をいう。

(公式SNSの定義)

第3条 本校の公式SNSとは、学科等がSNSのアカウントを取得後、別記様式により広報センター長（以下「センター長」という。）に報告し、認められたものをいう。

(管理者)

第4条 公式SNSの適切な管理及び運用を行うため、センター長が指名する管理者を置くこととする。但し、管理者をセンター長が兼ねることを妨げない。

2 管理者は情報セキュリティ責任者の権限の委譲を受け、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 公式SNSの認可に関すること
- 二 公式SNS上で発言する情報の内容に関する指導・助言に関すること
- 三 公式SNS全体の構成及び調整に関すること
- 四 その他公式SNSに関すること

(運用の方法)

第5条 学科等はサービス毎に運用責任者を置き、運用責任者はサービスに関する技術的な知見を有し、サービスを利用する際に考慮すべきリスクを十分理解して運用すること。特に、多要素認証ができる機能があるのであれば、必ず使用すること。また、運用責任者を別の者に変更する場合（運用責任者が役職指定である場合の役職者変更を含む）、センター長に申し出るとともに、パスワード等の認証情報を変更すること。

2 学科等は許可されたサービスを通じて、お知らせ、イベント等に関する情報を必要に応じて投稿する。

3 公式SNSにおける更新の内容については、学科等の責任において行い、運用責任者は、内容の適切性、正確性を随時検討し、掲載コンテンツの汚染、外部からの改変等情報セキュリティ上の問題が発生したときは、適切にかつ速やかに対応しなければならない。

4 運用にあたっての基本原則

- 一 発信する情報の正確性及び内容について誤解のないよう十分留意し、複数のもので確認してから発信すること。
- 二 質問等には回答をしない。その旨をできるだけ明示しておく。
- 三 本校の広報等以外の一般的な連絡や交流の手段としては利用しないこと。
- 四 一度インターネット上に公開された情報は完全には削除できないことを理解しておくこと。

- 五 誠実な態度を心がけ、発信した情報に責任を持つこと。
- 六 批判や攻撃を受けた場合は、冷静に対応すること。
- 七 運用責任者は、毎年3月までに次年度の継続希望の有無を管理者に申し出ること。
正当な理由により基本原則を超えて運用する場合は、学科等の責任においてガイドラインを作成、公開し、管理者に申し入れをしておくこと。
- 5 次の各号に掲げるいずれかに該当する情報の投稿及び利用は、禁止する。
 - 一 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがあるもの
 - 二 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
 - 三 政治、宗教活動を目的とするもの
 - 四 著作権、商標権、肖像権など本校又は第三者の知的所有権を侵害するもの
 - 五 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
 - 六 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの・公の秩序又は善良の風俗に反するもの
 - 七 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
 - 八 本人の承諾なく個人情報や特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
 - 九 他のユーザー、第三者等になりすますもの
 - 十 有害なプログラム等
 - 十一 わいせつな表現などを含む不適切なもの
 - 十二 本校の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
 - 十三 本校の発信する内容に関係ないもの
 - 十四 その他、本校が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等
- 6 管理者は、公式SNSに掲載されている内容に、前項に掲げる事項が確認された場合、及びセンター長からの要請があるときは、学科等の運用責任者に連絡し、その内容の更新又は削除を指示することができる。
- 7 学科等が公式SNSを廃止する場合は、別紙様式によりセンター長に報告する。また廃止後にアカウント名やURL等の再利用に関し、第三者に悪用されないように十分な対策を講じること。

(その他)

第6条 この要項は年に一度、総務委員会にて見直しを行う。

- 2 この要項の記載事項を変更する場合は、総務委員会の議を経た上で、運営会議に諮るものとする。
- 3 この要項のほか、本校公式SNSの利用に関し、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要項は、令和2年5月14日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年7月19日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年12月12日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月10日から施行する。

